平成２４年（フ）第２４８８号
札幌市西区発寒11条１丁目９番45号
債務者　竹谷　義行
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
札幌市中央区南23条西11丁目３番６号　インペリアル23―305号
債務者　福井まり子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８号
山形市緑町３丁目３番23号
債務者　土谷　光明
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
群馬県伊勢崎市昭和町1645番地11
債務者　須田　正美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２号
奈良市五条２丁目15番26―206号
債務者　立花　正代
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
奈良市桂木町15番104号
債務者　中井　康彦
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ８―304号
債務者　立入　久夫
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９３２号
広島市南区西旭町18番14―201号
債務者　馬越　浩一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１号
福岡県直方市大字山部915番地５
債務者　工藤　丈佳
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７０２号
北九州市戸畑区浅生３丁目11番９―301号
債務者　那木　國利
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７０４号
北九州市戸畑区浅生３丁目11番９―301号
債務者　那木　利之
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６号
北九州市小倉南区朽網西１丁目９番３―401号
債務者　小丸工務店こと　小丸　修宏
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５号
北九州市八幡西区大浦３丁目16番９号２号
債務者　小南　和也
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０号
北九州市小倉北区金田１丁目１番６―713号
債務者　金重　博巨
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６号
福岡県中間市鍋山町１番１―402号通谷グリーンハイツ、申立時の住所北九州市八幡西区市瀬１丁目１番７―207号
債務者　小野　民子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６号
鹿児島県姶良市松原町３丁目２番地14　シャーメゾン帖佐202号
債務者　滿園　昭一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
鹿児島県曽於市財部町南俣1299番地１　西畑住宅52
債務者　岩元香奈美（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係